

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	2021年8月20日	金 額	3,023 円

目 的	政務活動を行うための事務所電気料																														
使 途	事務所電気料 2021年8月分																														
政務活動・ 県政との 関連性	<div style="text-align: center;"> <p>振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(030805)</p> <p>口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社</p> <p>令和 3年 8月分 ご使用期間 7月 6日 ~ 8月 4日 (日程 04)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>7</td> <td></td> <td>549 円</td> </tr> </table> <p>ご依頼人氏名 小沼秀朗 事務所 様</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>お客さま番号・契約種別</th> <th>容 量</th> <th>ご使用量</th> <th>上記金額の内訳(円)</th> </tr> <tr> <td>とくとくプラン</td> <td>kVA 16</td> <td>kWh 77</td> <td>6047</td> </tr> </table> </div>			金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)					6	0	4	7		549 円	お客さま番号・契約種別	容 量	ご使用量	上記金額の内訳(円)	とくとくプラン	kVA 16	kWh 77	6047
金額				千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)																			
				6	0	4	7		549 円																						
お客さま番号・契約種別	容 量	ご使用量	上記金額の内訳(円)																												
とくとくプラン	kVA 16	kWh 77	6047																												
《領収書貼付枠》																															

お支払期日は **9月6日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は **9月27日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

日 附 印

21 8 20

(ゆうちょ銀行)

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

この受領証は、大切に保管してください。

按分の理由 後援会活動を含むため 按分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,047 円	1 / 2 50%	3,023 円

給与 支払明細書

2021年 8月分

支給日 2021年8月31日

氏名	██████████ 殿
----	--------------

出勤日	13日間	雇用時間	46時間	うち政務活動 業務時間	46時間
-----	------	------	------	----------------	------

支 給 額	
時間給	1,000 円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	46,000 円
控 除 額	
健康保険	
厚生年金	
他	
合計	0 円
差 引 支 給 額	46,000 円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	倫理法人会会費(令和3年7月分)		
年月日	2021年7月23日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	人々との意見交換ネットワークを拡げ、健全な社会生活環境を実現し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	講習会、研修会などを通じて、会員との意見交換により、県政等に関する情報収集をする。倫理法人会活動を通じて、地域社会の発展、環境の保全、産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

2021年8月1日

領収書

小沼 秀朗 殿



¥10,000

2021年7月分 法人会費(2021年7月現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

令和3年 7月 23日

印紙税法第5条第17号より印紙貼不要
 扱者印

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他(規程)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,000円	100%	10,000円

倫理法人会規程

(総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第2条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

(目的)

- 第3条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基盤に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを届け、共尊共生の精神に開いた健全な繁栄を實現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
 1. 倫理経営の普及。
 2. 倫理解答にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
 3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
 4. その他目的を達成するために必要な活動。

(会員)

- 第5条 本会の構成員は次に定めるものとする。
 - (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
- 第6条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第7条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第8条 第6条の会費は、法人会計に充当する。
- 第9条 会員は次の場合、退会とする。
 1. 会員からの申し出によるとき。
 2. 会員である法人が解散したとき。
 3. 除名されたとき。
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
 1. 定款その他の規則に違反したとき。

- 6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
- 7. 監査 1～2名
- 8. 地区長 各地区1名
- 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。1千社を越える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
- 10. 各委員長 1名
- 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
- 12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
- 13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。

- 第16条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 2名以内
 3. 専任幹事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
 7. 監査 1～2名
 8. 幹事 10名以上を原則とする。
 9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧問 3名以内置くことができる。所員の重複を妨げない。

- 第17条 本会の全役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 第18条 本会の全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第19条 本会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- 第20条 本会の全役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
 1. 当所の名誉を傷つけた場合。
 2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

(運営)

- 第21条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第22条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第23条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第24条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第25条 本会の役職者・会員に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、各会が負担に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

- 3. その個人名すべし正会員からの名義による借入金、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

(組織)

- 第12条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
 1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
 2. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。
 3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
 4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。

- 第13条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
 1. 正倫理法人会の設立は10社以上とする。
 2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
 3. 会長以下必要な役職者（規程第16条）を置く。

- 第14条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
 1. 正倫理法人会の場合 準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
 2. 準倫理法人会の場合 統合、あるいは廃止とする。
 3. 解散処置 「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役職)

- 第15条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事務長 1名

(補則)

- 第26条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含み一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

- 第27条 役職者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
 1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
 2. 本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
 3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(附則)

- [改定実施日]
- 第28条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。



沿革

- 制定 平成25年9月2日
- 改正 平成28年11月22日 一部改訂
- 令和3年3月27日 一部改訂

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	R3年8月3日	金 額	2,820 円

目 的	常任委員会に関するレク		
使 途	東名高速道路代 (静岡 ⇄ 掛川)		
政務活動・ 県政との 関連性	県議会常任委員会、産業委員会に於けるレクチャー		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>《領収書貼付枠》</p> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p>  <p style="text-align: center;">料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 8月 3日 11時58分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p style="text-align: center;">(現金)</p> <p>—入口料金所— 掛川 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号209-00061126-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: right;">ご利用ありがとうございます。</p>  <p style="text-align: right;">料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: right;">領 収 書</p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 8月 3日 21時06分</p> <p style="text-align: right;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p style="text-align: right;">(現金)</p> <p>—入口料金所— 静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-02062031-00</p> </div> </div>			

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,820 円	1/1	2,820 円
		100%	

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	513	18 円 × 513 km / km	9,234

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 小沼秀朗

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	9,234 円	1 / 1	9,234 円
		100%	

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・ 研修費		
内容	倫理法人会会費(令和3年8月分)		
年月日	2021年8月23日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	人々との意見交換ネットワークを拡げ、健全な社会生活環境を実現し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	講習会、研修会などを通じて、会員との意見交換により、県政等に関する情報収集をする。倫理法人会活動を通じて、地域社会の発展、環境の保全、産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

2021年8月1日

領収書

小沼 秀朗 殿

一般社団法人 **倫理研究所**

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5
TEL 03-3264-2231
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>



¥10,000


2021年8月分 法人会費(2021年9月現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

令和3年8月23日

印紙税法第5条第17号より印紙貼不要

扱者印 

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・**その他**(規程: R3年度3-15-8-3に添付)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,000円	100%	10,000円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	R3年8月25日	金額	3,460円



目的	常任委員会に関するレク		
使途	交通費(掛川駅 ⇄ 静岡駅 JR 東海道新幹線)		
政務活動・ 県政との 関連性	県議会8月臨時会予算説明会		
領収書貼付枠 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>領収書</p> <p>Receipt _____ 様</p> <p>領収年月日 2021.-8.25</p> <p>金額 ¥1,730(消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(60083 1枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>掛川駅</p> <p>掛川駅北口MV発行 00084-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 </div> </div> <div style="width: 48%;"> <p>領収書</p> <p>Receipt _____ 様</p> <p>領収年月日 2021.-8.25</p> <p>金額 ¥1,730(消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領収いたしました</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(30304 1枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>静岡駅</p> <p>静岡駅MV-8発行 40395-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 </div> </div> </div>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,460円	1/1	3,460円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	黄瀬川大橋橋脚崩落現場及び東京五輪自転車競技有観客会場視察		
年 月 日	R3年8月2日	金 額	5,920 円

目 的	黄瀬川大橋橋脚崩落現場視察調査、東京五輪自転車競技有観客会場視察調査の為		
使 途	東名高速道路代 (掛川 ⇄ 沼津)		
政務活動・ 県政との 関連性	7月1日から降り続いた梅雨前線に伴う大雨により黄瀬川大橋の橋脚がV字に崩落損傷した現場を視察調査。東京五輪自転車競技静岡県東部会場開催の有観客会場視察を東京オリンピック・パラリンピック静岡県開催推進委員会として視察調査した。尚、感染症拡大中のため、視察会場を直行直帰した。		
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p>  <p style="text-align: center;">料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>料金所 沼 津</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 8月 2日 11時 11分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥2,960-</p> <p style="text-align: center;">(現金)</p> <p>-入口料金所- 掛川</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号217-00110949-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p>  <p style="text-align: center;">料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>料金所 掛 川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 8月 2日 21時 57分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥2,960-</p> <p style="text-align: center;">(現金)</p> <p>-入口料金所- 沼津</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01942009-00</p> </div> </div>			

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,920 円	1/1 100%	5,920 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ更新管理費、サポート費 (8月分)		
年月日	R3年8月31日	金額	70,000円

目的	ホームページを通じて県議会議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に広く発信する。
使途	ホームページ保守、管理、更新 (8月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の内容に関して、県民の皆様にわかりやすく報告し、県内の動向や、県政の課題を発信、提起し、幅広く県民の皆様からの意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

領収証 小沼ひであき様 No. _____

金額

¥70,000

但 ホームページ更新管理・サポート費
2022年 8月 31日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手
手形
消費税額 (10%)
消費税額 (8%)



市高野所片
ウインドラボ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	70,000円	1/1	70,000円
		100%	

